

北海道北見方面公安委員会告示第31号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道北見方面公安委員会委員長 池 田 彰

路 線 名	区 域
一般国道39号	北見方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道240号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道273号	
一般国道333号	
一般国道334号	
一般国道391号	
道道 北見常呂線	
道道 北見津別線	
道道 北見置戸線	
道道 津別陸別線	
道道 士別滝の上線	
道道 網走川湯線	
道道 留辺蘂浜佐呂間線	
道道 北見端野美幌線	
道道 遠軽雄武線	
道道 北見白糠線	
道道 遠軽芭露線	
道道 紋別丸瀬布線	
道道 摩周湖斜里線	
道道 北見環状線	

改正文（平成21年北海道北見方面公安委員会告示第18号）抄
平成21年6月21日から施行する。

改正文（平成26年北海道北見方面公安委員会告示第34号）抄
平成27年6月1日から施行する。